

久里第1浄水場再構築事業

審査結果報告書

令和 7 年11月

久里第1浄水場再構築事業に係る事業者選定委員会

目次

1	はじめに	1
2	事業者の選定方法	1
(1)	事業者の選定方法	1
(2)	選定委員会の設置	1
(3)	事業者選定の進め方	1
(4)	選定委員会の審議内容	2
3	募集及び選定の経過	3
4	最優秀提案者の審査結果	4
(1)	参加資格審査	4
(2)	提出書類の確認	4
(3)	提案価格の確認	4
(4)	基礎審査	4
(5)	提案内容の審査	4
ア	技術評価点の算出	4
イ	価格評価点の算出	6
ウ	総合評価点の算出	6
(6)	審査結果	7
5	審査講評及び総評	8
(1)	審査講評	8
ア	事業全体に関する事項	8
イ	調査・設計に関する事項	8
ウ	施工に関する事項	8
エ	運転維持管理に関する事項	8
(2)	総評	9

1 はじめに

久里第1浄水場再構築事業に係る事業者選定委員会は、唐津市水道事業(以下、「本市」という。)において実施する久里第1浄水場再構築事業の事業者選定を公募型プロポーザル方式で行うに当たり、適正かつ公平な審査及び評価を行うために設置されたものである。

本報告書は、民間事業者が提出した提案書等について、事業者選定基準(令和7年4月公表)に基づき、提案内容等の審査を行い、最優秀提案者を選定したため、その選定経緯、審査の結果及び講評を報告するものである。

2 事業者の選定方法

(1) 事業者の選定方法

久里第1浄水場再構築事業(以下、「本事業」という。)では、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を実現するため、事業者の選定にあたっては事業者の有するノウハウや創意工夫を総合的に評価することが求められる。そのため、本市は事業者の選定方法として、提案価格と施設整備に関する技術提案を総合的に評価することのできる公募型プロポーザル方式を採用した。

(2) 選定委員会の設置

本市は久里第1浄水場再構築事業に係る事業者選定委員会設置要綱(令和6年8月15日告示)に基づき外部の学識経験者及び本市職員から構成される「久里第1浄水場再構築事業に係る事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)を設置した。

(3) 事業者選定の進め方

事業者の選定にあたっては、本市が参加資格審査を行い、その後に提出された提案書類に対して、提出書類の確認、提案価格の確認及び基礎審査を実施した。

その後、選定委員会が、応募者から提出された提案書類及びプレゼンテーション・ヒアリングを基に、提案内容の評価を行い、最優秀提案者を選定した。

(4) 選定委員会の審議内容

選定委員会の開催日と各回における審議内容は、表1のとおりである。

表1 選定委員会の開催日と審議内容

回	開催日	審議内容
第1回	令和6年10月24日	・実施方針(案)
第2回	令和6年12月24日	・要求水準書(案) ・事業者選定基準(案)
第3回	令和7年2月17日	・事業者選定基準(案) ・募集要項等(案)について
第4回	令和7年11月7日	・応募事業者の提案書に関する審査 ・プレゼンテーション及びヒアリング
第5回	令和7年11月21日	・最優秀提案者の選定

3 募集及び選定の経過

募集及び選定の経過は表2のとおりである。

表2 募集及び選定の経過

日 程	内 容
令和6年11月18日	実施方針の公表
令和6年11月29日、12月2日	現地見学会の実施
令和6年11月18日～令和6年12月6日	実施方針に関する質問受付期間
令和6年12月26日	実施方針に関する質問・回答の公表
令和7年1月22日	要求水準書(案)の公表
令和7年1月22日～令和7年2月3日	要求水準書(案)に関する質問受付期間
令和7年3月4日	要求水準書(案)に関する質問・回答の公表
令和7年4月14日	募集公告・募集要項等の公表
令和7年4月14日～令和7年5月7日	募集要項等に関する質問受付期間
令和7年4月15日～令和7年8月29日	資料閲覧及び現地調査
令和7年5月28日	募集要項等に関する質問への回答の公表
令和7年5月29日～令和7年6月6日	資格審査に関する書類の提出期間
令和7年6月17日	資格審査結果の通知
令和7年7月4日	第1回技術対話
令和7年8月28日	第2回技術対話
令和7年9月29日～令和7年10月3日	提案審査に関する書類の提出期間
令和7年11月7日	プレゼンテーション及びピアリングの実施
令和7年11月21日	最優秀提案者の選定

4 最優秀提案者の審査結果

(1) 参加資格審査

参加表明があった 1 者について、本市は、代表企業、構成企業及び協力企業が募集要項に示すプロポーザル参加資格要件を満たしていることを確認した。その後、提案書類の受付期間中に、受付記号 G のグループ(以下、「G グループ」という。)1 者から提案書類の提出があった。

(2) 提出書類の確認

本市は、応募者に求めた提案書類が全て揃っていることを確認した。

(3) 提案価格の確認

本市は、応募者が提出する提案価格書に記載された提案価格が、提案上限額以下であることを確認した。

- ・ 提案上限額 12,450,240,000 円
(消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。)

(4) 基礎審査

本市は、応募者が提出した提案書類に記載されている事項が、要求水準書に定めた要求水準を満たしていることを確認した。また、提案価格の算出根拠が明示され、各提出書類と整合が図られていることを確認した。

(5) 提案内容の審査

ア 技術評価点の算出

本市によって実施される提出書類と提案価格の確認及び基礎審査の後、選定委員会は、応募者によるプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、提案書類に記載された提案内容を基に、評価項目ごとに表 3 に示す 4 段階の評価基準によって技術評価点を算出した。

表 3 技術評価点の得点化方法

評価区分	評価基準	得点化方法
A	優れた提案を含んでいる	配点×1.00
B	要求水準を超える提案がある	配点×0.75
C	要求水準どおりである	配点×0.50
D	要求水準を満たしていない	配点×0.00

ここで、技術評価点は最低技術評価点(350 点)を設定し、350 点未満は優先交渉権者として選定しないものとした。これは、技術提案内容の妥当性の評価として、要求水準以上の提案を求めるため、表 3 の評価基準で C 以上(700 点×0.50)を基準とした。

技術評価点の算出結果は、表4のとおりである。

今回の提案の技術評価点 554.7 点は、満点である 700 点に対して約 79.2%になり、技術評価点は評価区分 B「評価基準: 要求水準を超える提案がある」に相当する評価であった。

表4 技術評価点の算出結果

評価項目（大項目／中項目）	配点	G グループ の得点	
1. 事業全体に関する事項			
1-1. 事業コンセプトへの対応	260	70	54.5
1-2. 実施計画に対する提案		120	99.3
1-3. 地域貢献に対する提案		70	64.8
2. 調査・設計に関する事項			
2-1. 調査業務に関する提案	210	10	9.0
2-2. 施設設計（土木、建築、機械）に関する提案		130	99.5
2-3. 電気設備設計に関する提案		70	63.0
3. 施工に関する事項			
3-1. 品質確保に関する提案	120	40	22.0
3-2. 安全性確保に関する提案		60	45.0
3-3. 周辺への配慮に関する提案		20	18.0
4. 運転維持管理に関する事項			
4-1. 運転管理に関する提案	110	30	22.5
4-2. 保守点検・修繕計画に関する提案		60	42.1
4-3. 緊急時対応に関する提案		20	15.0
技術評価点 合計		700	554.7

※事業者選定基準に基づき、技術評価点は小数点第1位までとした。

イ 價格評価点の算出

価格評価点は、次の算出式により得点化を行った。ここで、最低制限価格は、募集要項 5. (4) イで定める価格(税抜き)をいう。

$$\text{価格評価点(300 点満点)} = \text{配点(300 点)} \times (\text{最低制限価格} \div \text{当該提案価格})$$

価格評価点の算出結果は、表 5 のとおりである。

表 5 価格評価点の算出結果

受付記号	G グループ
最低制限価格(税抜き)	7,922,880,000 円
当該提案価格(税抜き)	11,318,000,000 円
計算式	配点(300 点) × (7,922,880,000 円 ÷ 11,318,000,000 円)
価格評価点	210.0

※事業者選定基準に基づき、価格評価点は小数点第 1 位までとした。

ウ 総合評価点の算出

選定委員会は、事業者選定基準に基づき、以下の算出式により総合評価点を算出した。

$$\text{総合評価点(1,000 点満点)} = \text{技術評価点(700 点満点)} + \text{価格評価点(300 点満点)}$$

総合評価点の算出結果は、表 6 のとおりである。

G グループの総合評価点は、764.7 点となった。

表 6 総合評価点の算出結果

受付記号	G グループ
技術評価点	554.7
価格評価点	210.0
総合評価点	764.7

(6) 審査結果

提案書類の提出があった応募者が1者であったため、提案内容の妥当性を評価することにより、最優秀提案者の審査を行うこととした。

本市は、基礎審査において提案書類の記載事項が要求水準を満たしていること、及び提案価格の算出根拠が明示され提出書類との整合性がとれていることを確認した。

その後、選定委員会は、技術提案内容が要求水準を上回っており、本事業の目的を十分に達成できるものであると評価し、G グループを最優秀提案者として選定した。

最優秀提案者（G グループ）

松尾建設グループ特定建設工事共同企業体

代表企業 松尾建設株式会社（土木）

構成企業 唐津土建工業株式会社（建築）

構成企業 株式会社岸本組（土木）

構成企業 水道機工株式会社（機械）

構成企業 メタウォーター株式会社（電気）

構成企業 株式会社中央設計技術研究所（設計）

5 審査講評及び総評

(1) 審査講評

ア 事業全体に関する事項

本事業では、「自然災害に強い浄水場」、「維持管理が容易な浄水場」、「エネルギー効率の高い浄水場」の3つの事業コンセプトを掲げている。提案では、地震・浸水・停電等の被災リスクに対する具体的な対策や将来的な施設更新スペースの確保、エネルギー使用量の見える化などの省エネルギー化に向けた取り組み、等が提案されており、本事業の特性を十分に理解した内容であった。

実施計画に対する提案では、経験豊富な設計・施工技術者の配置、施工進捗管理及び工期リスク低減に関する具体的な提案がなされた。

また、地域貢献に関する提案として、構成企業として地元企業3社が事業に参画し、協力企業として市内企業6社の協力・支援等の関心表明書を受領しており、地域経済への貢献が期待できる提案であった。

イ 調査・設計に関する事項

調査業務に関する提案について、地質調査や家屋調査など、必要な調査項目の目的や内容が整理されており、設計・施工において実効性の高い提案と考えられた。

施設設計(土木、建築、機械)に関する提案については、原水水質の特徴を踏まえた適切な浄水処理プロセスが選定されており、効率的な浄水処理機能を有する提案であった。

また、外構計画では、緑化や景観への配慮、維持管理を考慮した道路幅員の設定などが提案され、適切性の高い内容であった。

電気設備設計に関する提案については、監視操作性・信頼性の高い監視制御システムの導入、切替時の設備停止リスクを回避する具体的な方針が示されており、維持管理性の高い提案であった。

ウ 施工に関する事項

品質確保・安全性確保に関する提案として、ひび割れ抑制対策などのコンクリート構造物の品質確保方策、ICT等を活用した安全対策が具体的に示されており、実効性の高い内容であった。

周辺への配慮に関する提案については、各種調査の実施等の工事中の生活環境への影響低減方策や、本事業のイメージアップ戦略が提案されており、地域社会との信頼構築が期待できる内容であった。

エ 運転維持管理に関する事項

運転管理・保守点検・修繕計画に関する提案では、通常時の運転管理・保守点検に関する提案は標準的な内容であったが、施設引き渡し前後にわたり教育訓練や指導・助言を実施する計画が示されており、安定的な運転管理の実現に資する提案であった。修繕計画については、根拠資料は具体的な提示はなかったものの、実績を踏まえた修繕計画立案の方針や、各工種における故障時のサポート体制が明示されていた。

緊急時対応に関する提案では、緊急時マニュアルの作成や教育の実施、災害時における地元住民と維持管理動線の分離を考慮した応急給水計画の立案など、実効性のある提案が示されていた。

(2) 総評

本事業は、老朽化の進む既設久里第1浄水場について、隣接用地に新たな久里第1浄水場を整備する更新事業である。本公募型プロポーザルにおいて応募者は1者のみであったが、Gグループの提案は、3つの事業コンセプト(自然災害に強い浄水場、維持管理が容易な浄水場、エネルギー効率の高い浄水場)を適正に対応しており、事業の特性や維持管理性への配慮が十分に反映された内容であった。

特に、地元企業の参画や市内産品の活用、工事中の生活環境への影響の低減方策、本事業のイメージアップ戦略など、地域社会と調和を重視した提案がなされており、高く評価できる内容であった。

本委員会としては、これらの提案により本事業の目的を十分に達成できると判断し、G グループを最優秀提案者として選定した。

最後に、本公募に際し、現地見学会への参加、提案書類の作成、技術対話、プレゼンテーション・ヒアリングに至るまで、多大な時間と労力をかけて真摯に取り組んでいただいた応募者等の皆様に、深く敬意を表すると共に、心より感謝申し上げる。